高額療養費の支給を年4回以上受けたとき(多数該当)

過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合(多数該当)は、届け出がなくても自動的に4回目以降の 自己負担限度額が引き下げられます。(※70歳以上75歳未満で低所得者 I・IIの人は除く)

また、保険者が変わった時は該当回数はリセットされますが、同一県内の異動なら国民健康保険での該当回数は通算できます。

自己負担限度額

70歳未満

負 担		所得要件	自己負	自己負担限度額		入院時の食事代
区分		(基礎控除後の所得)	担割合	世帯	多数該当 (注)	(1食あたり)
上位	ア	901万円超		252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	
所得	1	600万円超~ 901万円以下		167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	460円
_	ウ	210万円超~ 600万円以下	3割	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	400[]
般	エ	210万円以下 (住民税非課税世帯は除く)		57,600円	11,10013	
非課税	オ	住民税 非課税世帯		35,400円	24,600円	過去1年間の入院日数が 90日まで 210円 過去1年間の入院日数が 90日超160円(申請日から減額)

⁽注)・・・過去12か月間の同一世帯での支給が4回目以降の場合、多数該当になり限度額が引き下げられます。

70歳以上 75歳未満

月の中途で75歳になる人は、その月の自己負担限度額は2分の1として計算します。

負担		所得要件	自己負	自己負担限度額		入院時の食事代
区分		(課税所得)	担割合	入院および世帯ごと	外来(個人ごと)	(1食あたり)
現役並み所得	Ш	690万円以上		252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【 多数該当(注) 140,100円 】		
	I	380万円以上 690万円未満	3割	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【 多数該当(注) 93,000円 】		460円
者 ※ a	Ι	145万円以上 380万円未満		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数該当(注) 44,400円】		
	·般 ·b	145万円未満		57,600円 【 多数該当(注) 44,400円 】	18,000円 (8月〜翌年7月の 年間限度額 144,000円	
低所得	I	世帯主と被保険者全 員が住民税非課税の 世帯	2割	24,600円	8,000円	過去1年間の入院日数が 90日まで 210円 過去1年間の入院日数が 90日超160円(申請日から減額)
	Ι	世帯主と被保険者全員 の総所得が0円以下の 世帯 (年金所得は控除額80万 円で計算)		15,000円	8,000円	100円

- ※a・・・収入の合計が単身世帯で383万円、2人以上世帯で520万円に満たない場合は「一般」になります。
- ※b・・・同一世帯の70歳~74歳の国民健康保険加入者の基礎控除後の所得合計が210万円以下の場合も「一般」です。
- (注)・・・過去12か月間の同一世帯での支給が4回目以降の場合、多数該当になり限度額が引き下げられます。